

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【会社名】	メック株式会社
【英訳名】	MEC COMPANY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 和夫
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号
【電話番号】	06(6401)8160(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 北村 伸二
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号
【電話番号】	06(6401)8160(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 北村 伸二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 148,028,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月10日付で第50期第2四半期報告書（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）を近畿財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成30年8月9日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の添付書類である「平成30年12月期第2四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）の連結業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成30年12月期第2四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日） 平成30年3月26日近畿財務局長に提出

#### 2【四半期報告書または半期報告書】

事業年度 第50期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年5月15日近畿財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月27日に近畿財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日） 平成30年3月26日近畿財務局長に提出

#### 2【四半期報告書または半期報告書】

事業年度 第50期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年5月15日近畿財務局長に提出

事業年度 第50期第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日） 平成30年8月10日近畿財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月27日に近畿財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月9日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

以 上